

議 第 268 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市老人福祉センター条例の一部改正について

熊本市老人福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市老人福祉センター条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表熊本市西老人福祉センターの項から熊本市河内老人福祉センターの項までを削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

西老人福祉センター、南老人福祉センター、川上老人福祉センター及び河内老人福祉センターを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。